

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 7 月 22 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第60号

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市重度障がい者医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「医療保険各法に規定する被保険者証等及び」を削る。

別表中「170円」を「180円」に、「230円」を「240円」に、「180円」を「190円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の入院時生活療養費標準負担額から適用し、同年3月31日以前の入院時生活療養費標準負担額については、なお従前の例による。